

# 住もうよ森町新婚さん応援金 手引



『結婚新生活支援補助金との併給可能』

森町役場 定住推進課

## 1 住もうよ森町新婚さん応援金とは

婚姻に伴う新生活に対し、30万円（税込）を上限とし、経済的に支援する制度です。

## 2 対象者について

以下を全て満たしていること。

- ①婚姻日から1年以内の夫婦であること。
- ②申請時点において双方とも町内の同じ住居に住民登録されていること。
- ③婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が39歳以下であること。
- ④双方とも交付決定日から引き続き1年以上、森町に居住すること。
- ⑤双方とも町税の滞納がないこと。
- ⑥双方とも住もうよ森町新婚さん応援金交付要綱に基づく交付を受けていないこと。

## 3 補助対象経費について

婚姻日を基準日とし、3か月前の月の初日から令和9年3月31日までの間に支払った次の費用（税込）。

※費用の対象期間は次のページの例図をご参照ください。

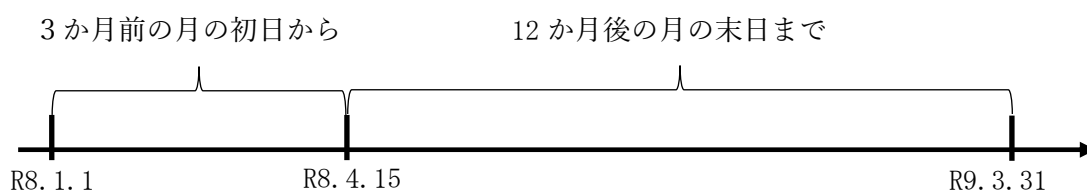
対象の費用一覧（対象経費か判断が付かない場合は必ずご相談下さい。）

|   |               |                                                                               |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 住居の取得費        | 新たに取得した町内の住居に対し支払った費用                                                         |
|   |               | （例）住居を新築又は中古住宅を取得した場合など                                                       |
| 2 | 住居の賃借料        | 婚姻を機に賃借した町内の住居に対し支払った費用                                                       |
|   |               | （例）アパートの家賃、敷金、礼金、保証金、共益費、駐車場代、仲介手数料など　　〔※住居手当等がある場合は要相殺〕                      |
| 3 | 住居のリフォーム・増改築費 | 婚姻を機とした既存住宅の改修等に支払った費用                                                        |
|   |               | （例）親と同居するためのキッチンのリフォーム費用など<br>（例）夫婦の部屋を新たに増築した工事費など                           |
| 4 | 引越費用          | 婚姻を機に町内に引越する際に要した費用のうち、引越業者、運送業者に支払った費用                                       |
|   |               | ○町外から町内、町内から町内、どちらの引っ越しも対象<br>※不要品の処分費用、自分で借りたレンタカー代、友人等に頼んで引っ越しした場合の謝礼などは対象外 |
| 5 | 生活備品代         | 婚姻後の生活のために購入した、家具・生活家電製品の取得に要した費用                                             |
|   |               | （例）ソファ、ベッド、冷蔵庫、洗濯機など<br>※ゲーム機、スマートフォン、PCなどは対象外です。                             |
| 6 | 車両購入経費        | 婚姻後の生活のために、購入した車両の取得費用、又は契約した                                                 |

|  |       |                                               |
|--|-------|-----------------------------------------------|
|  | リース経費 | 車両のリース費用                                      |
|  |       | (例) 自動車(軽自動車含む。)、バイク(原付含む。)、自転車(電動アシスト自転車含む。) |

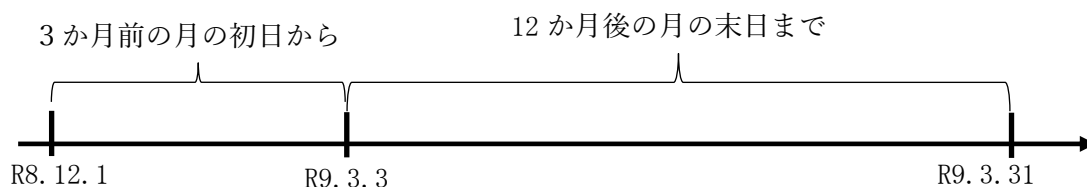
※国又は、地方公共団体の他の補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の対象経費を除く。(例：住宅取得費用などを、「結婚新生活支援補助金」の対象経費として申請する場合は「住もうよ森町新婚さん応援金」で対象経費とすることは不可。)

#### 【費用の対象期間の例① (婚姻日が令和8年8月15日の場合)】



★令和8年1月1日～令和9年3月31日の間(12 か月間)に支払った費用が対象

#### 【費用の対象期間の例② (婚姻日が令和9年3月3日の場合)】



★令和8年12月1日～令和9年3月31日の間(4 か月間)に支払った費用が対象

#### 4 提出書類について

応援金の申請時には、①②⑫は必ず提出、③～⑪は該当するもののみ提出してください。

申請時の書類(郵送不可)

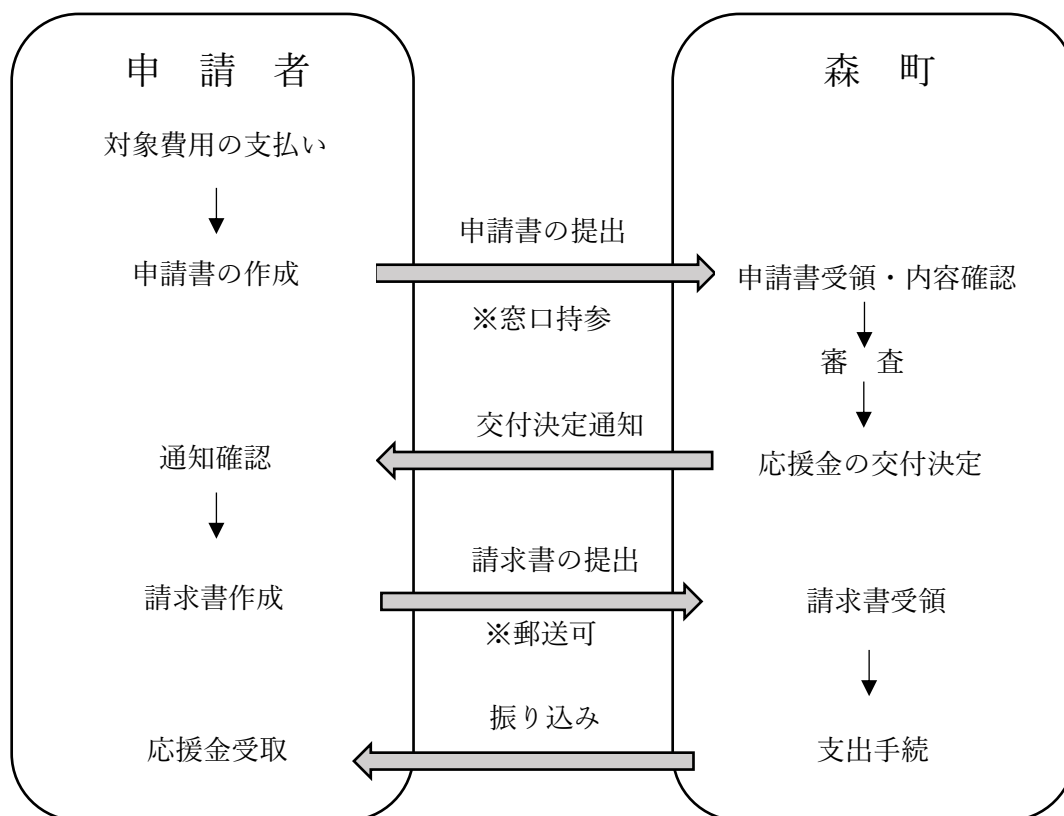
- ☐ ①交付申請書(様式第1号)
- ☐ ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ③夫婦双方に滞納がないことが分かる書類
- ☐ ④住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し
- ☐ ⑤住居の賃貸借契約書及び領収書等の写し
- ☐ ⑥住居手当支給証明書(様式第2号)

- ☐ ⑦リフォーム費用に係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書等及び領収書等の写し
- ☐ ⑧引越費用に係る領収書等の写し
- ☐ ⑨生活備品に係る領収書等の写し
- ☐ ⑩車両（自動車）の売買契約書及び領収書等の写し
- ☐ ⑪車両（原動機付自転車、自転車）の領収書等の写し
- ☐ ⑫車両のリース契約書及び領収書等の写し
- ☐ ⑬アンケート

請求時の書類（郵送可）

- ☐ 交付請求書（様式第4号）

## 5 申請の流れ



## 6 申請期限

婚姻日から令和9年3月31日まで

※応援金の上限金額 30 万円（税込）の費用の支払いが完了した時点で申請可能です。

## 7 申請書提出先

〒437-0215

静岡県周智郡森町森2101-1

森町役場 定住推進課 移住交流係

※郵送での受付はできません。申請書と添付書類を確認いたしますので、必ずご夫婦どちらかお一人の方に来庁いただくようお願いします。

※窓口受付は8:30～17:15（土日祝・年末年始を除く。）となります。

## 8 返還について

以下のいずれかに該当する時は、応援金を返還していただく場合があります。ただし、町長がやむを得ないと認める場合にはその限りではありません。

- ① 応援金の交付条件に違反したとき。
- ② 偽り或其他不正な手段により応援金の交付を受けたとき。
- ③ 交付決定日から1年未満に転出したとき。

## 9 FAQ（よくある質問）

|   |                                                                                                                                                     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 対象年齢について、いつの時点での年齢を指しますか？<br>婚姻届受理証明書や戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）に記載されている婚姻日時点での満年齢です。                                                                          |
| 2 | 再婚した夫婦も対象となりますか？<br>対象となります。ただし、夫婦の双方又は一方が、過去にこの応援金（他自治体の同様の補助金を含む。）の交付を受けたことがある場合は対象となりません。                                                        |
| 3 | 夫婦の一方又は双方が日本国籍を有しない世帯は応援金の対象となりますか？<br>対象となります。国籍の要件はありません。                                                                                         |
| 4 | 上限の30万円に達するまで、何度も申請できますか？<br>交付上限金額である30万円（税込）に達していなくても申請は1回限りです。<br>また、翌年度に上限金額までの差額分を申請することもできません。                                                |
| 5 | 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、婚姻後、あるいは婚姻前に婚姻を前提に、もう一方が入居した場合は応援金の対象となりますか？<br>同居開始日以降の費用が対象となります。<br>同居開始日は住民票や賃貸借契約書等で同居が確認できる日となります。<br>なお、引っ越し費用は対象となります。 |
| 6 | 親などの親族と同居する場合も応援金の対象となりますか？<br>対象となります。ただし、住宅の取得、賃借、リフォームのための契約名義及び支払いが新婚夫婦のいずれかである必要があります。<br>なお、引っ越し費用も対象となります。                                   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | <p>婚姻日より前に、森町内に住宅を取得、賃借、リフォームした場合は対象ですか？</p> <p>婚姻を前提に同居するため、あるいは同居する予定で住宅を取得、賃借、リフォームしたことが、住民票や契約書等で確認できる場合は、婚姻日以前に発生した取得、賃借、リフォーム、引っ越しに関する費用も対象となります。</p>                                                                               |
| 8  | <p>売買、賃貸借、リフォーム契約した住宅の住所に引っ越しが終わっていない（住民票を異動させていない。）が、応援金の対象になりますか？</p> <p>対象となりません。申請時に夫婦双方が新居に住民登録している必要があります。新居に住所を異動した後に、応援金の申請を行ってください。</p>                                                                                          |
| 9  | <p>新婚夫婦以外の名義（例：親など）で契約した住宅の取得費用、賃借費用、リフォーム費用又は生活備品や車両の取得・リース費用は応援金の対象となりますか？</p> <p>対象となりません。夫婦のいずれかの名義の口座からその費用が引き落とされている場合であっても同様です。ただし、新婚夫婦名義で契約できないやむを得ない事情があり、その事情が書類等で客観的に証明できる場合はご相談ください。</p> <p>なお、新婚夫婦の当該住居への引っ越し費用は対象となります。</p> |
| 10 | <p>婚姻日より前に車両の取得・リース、生活備品の購入をした場合は対象ですか？</p> <p>婚姻後の生活のために車両を取得・リース、生活備品を購入し、費用の対象期間内での支払いである場合は、婚姻日以前に発生した車両の取得・リース、生活備品に関する費用も対象となります。</p>                                                                                               |
| 11 | <p>大家さんや業者さんから領収書が発行されない場合はどうすればよいですか？</p> <p>申請者又は配偶者が支払いしたことが証明できる書類（日付、金額、物品名等、支払者、受領者が分かるもの）の写し等を提出してください。</p> <p>（例）振り込み用紙の控え、支払いが記帳された金融機関の通帳のコピー等</p>                                                                              |
| 12 | <p>生活保護受給世帯の場合も応援金の対象となりますか？</p> <p>対象となります。ただし、応援金の対象となる費用について、生活保護による生活扶助や住宅扶助、その他の扶助等を受給している場合は、その部分については対象となりません。</p>                                                                                                                 |
| 13 | <p>複数回引っ越しした場合、2回目以降に係る費用は応援金の対象となりますか？</p> <p>上限金額30万円（税込）までは対象となります。ただし、申請は1回限りです。</p>                                                                                                                                                  |
| 14 | <p>「申請を行った日から引き続き1年以上居住する意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか？</p> <p>申請時点で転勤の予定が定かではない場合は申請可能です。1年以内に転勤し、転出することがほぼ確実である場合には、申請を御遠慮ください。</p>                                                                                               |
| 15 | <p>申請書等はどこで配布していますか？</p> <p>森町役場の別館2階にある定住推進課で配布しています。</p> <p>役場ホームページからダウンロードもできます。</p>                                                                                                                                                  |

|    |                                                        |
|----|--------------------------------------------------------|
| 16 | 提出は夫婦以外でも受付してくれますか？                                    |
|    | 申請書と添付書類を確認いたしますので、必ずご夫婦のどちらかお一人の方に来庁<br>いただくようお願いします。 |
|    | ※「申請書」は窓口持参とさせていただきますが、「請求書」は郵送可能です。                   |
| 17 | 応援金はいつ振り込まれますか？                                        |
|    | 請求書を受領した後、概ね2週間以内に振り込まれます。                             |
| 18 | 応援金は所得税法上のどの所得区分に該当しますか？                               |
|    | 一時所得に該当します。                                            |
| 19 | 婚姻届受理証明書はどこで請求できますか？                                   |
|    | 婚姻届を提出した市町村に請求してください。                                  |
| 20 | 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）はどこで請求できますか？                           |
|    | 本籍のある市町村に請求してください。                                     |

#### 10 その他

住もうよ森町新婚さん応援金の交付対象者に対して、電動アシスト自転車を無料貸出を行っています。貸出期間は6か月となります。

※台数に限りがありますので、御希望に添えない場合もございます。

#### 11 問い合わせ先

森町役場 定住推進課 移住交流係

電話：0538-85-6321

FAX：0538-85-4419

e-mail：[teijyu@town.shizuoka-mori.lg.jp](mailto:teijyu@town.shizuoka-mori.lg.jp)

HP：：<https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>